

高槻市就職困難者就労支援計画（概要）

1 計画の趣旨

就労は、全ての方が、自らの意思に基づき、自己実現・自己生活の手段として取り組むものであり、基本的人権の確立要因でもあります。障がい者やひとり親家庭の親など、就労において様々な問題がある方の、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる雇用・就労の実現を目指し、本市における就労支援の考え方や実施体制、各課の取組をまとめています。

2 計画の位置づけ

本市の最上位計画である第6次高槻市総合計画では、8つの基本構想を定めており、本計画ではこれらのうち、雇用・就労の分野と関係の深い基本構想5「魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまち」の実現に向けた就労支援を行います。

3 計画の期間

令和3年4月～令和13年3月（10年間）とします。

4 就労支援事業全体のイメージ

就労支援を国や大阪府、関係機関とともに連携し推進します。主に福祉相談支援課（くらしごとセンター）に配置する就労支援相談員が就職困難者からの相談に応じ、相談者一人ひとりに対応したきめ細やかな助言等を行います。また、就労支援担当各課が、『「雇用・就労」を地域や関係機関が一体となって支える』『「雇用・就労」を実現する・させるための能力向上』『「雇用・就労」の機会・場の確保・創出』『「雇用・就労」者の定着支援』の4つに大別される就労支援メニューを用意しており、単独または連携により支援します。各課が実施した支援内容については、定期的開催される就労支援協議会等で協議します。

5 計画の推進

計画の実効性を高めるため、目標の実現に向けて、確実に実行されるよう3ヵ年ごとに実施計画を策定してPDCAサイクルで進捗管理を行います。

